

糸魚川市 ブロック塀等除却補助金

大阪府北部地震(H30)によるブロック塀倒壊事故を受け、標記補助制度を創設しています。能登半島地震(R6.1.1)において、市内住宅等に設置されているブロック塀の一部損壊と変形等が見受けられたことから、そのブロック塀等の除却を促すため、緊急的に補助事業を実施します。

- 受付期間 令和6年1月17日(水)から令和6年3月29日(金)まで
- 工事期間 交付決定後から令和6年12月31日(火)まで

制度の概要

1 対象物

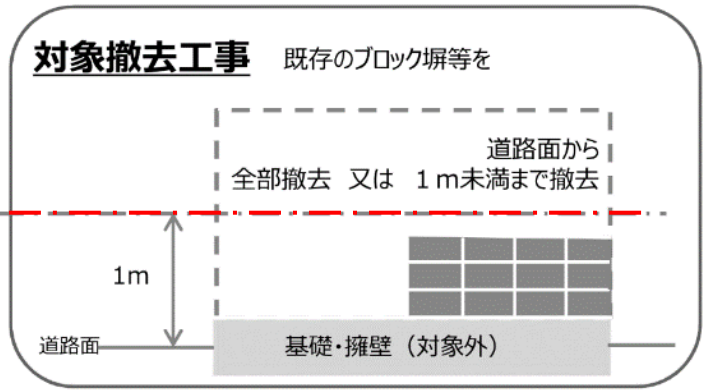
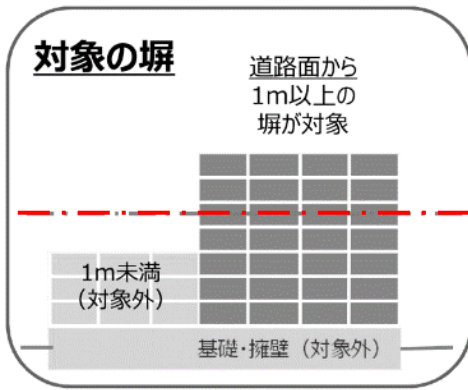
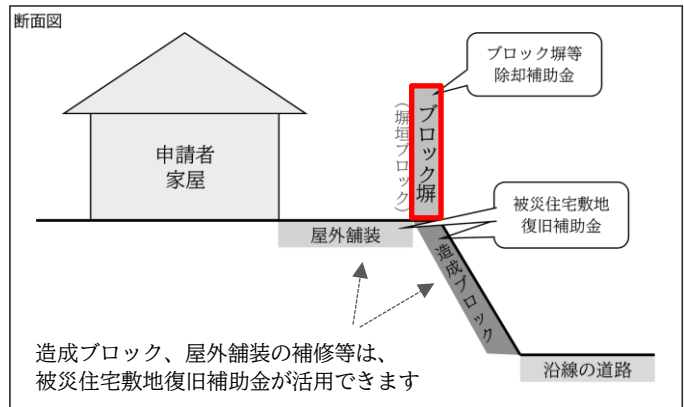
市内に設置されているコンクリートブロック・コンクリートパネル・石材・レンガ等でできた、高さ1メートル以上の塀や門柱

2 対象者

対象物の所有者又は管理する者
(市税等を滞納していない者)

3 撤去工事 次の(1)、(2)を満たす工事

- (1) 道路、通学路、公園、その他公共の用に供する施設に面するブロック塀を全て除却または高さ1メートル未満にする工事であること。
- (2) 市内に本支店を置く業者が施工すること



4 補助金

対象物の除却費用の2分の1 上限10万円 (千円未満は切り捨て)

お問い合わせ先

糸魚川市 産業部 都市政策課 都市計画係

〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5

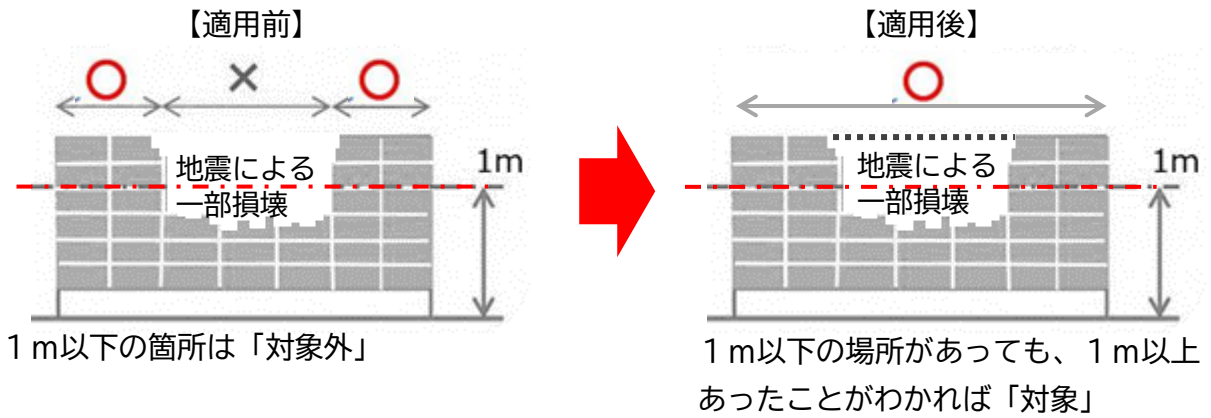
電話番号 (025)552-1511 FAX (025)552-7372

E-mail toshi@city.itoigawa.lg.jp

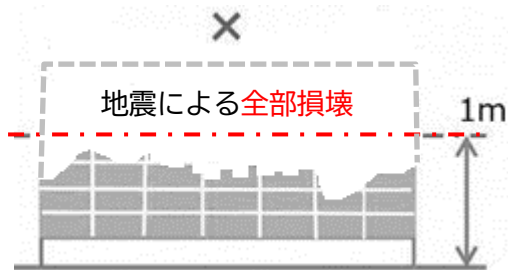


能登半島地震における一部損壊箇所の適用拡大範囲（図解）

（令和6年度中のみ）



【補足】



全部損壊により、倒壊の危険がないブロックは1 m以下として「対象外」